

意見書

平成18年10月30日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成18年9月29日付け情審通第79号で公告された交付金の額及び交付方法の認可申請書並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請書に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

このたびは、「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見

今回の意見募集対象である、交付金の額・負担金の額は、ユーザに与える影響が大きい事項であり、その審査は慎重に行われる必要があります。あわせて、交付金を受け取る立場である適格電気通信事業者においては、基金への拠出の最終負担者となるユーザへの説明責任の観点から「経営効率化」「情報公開」の2点を確保することは責務であり、経営情報・営業情報であるから非公開にするといった主張は安易に認められるべきものではないと考えます。

以上を踏まえ、弊社共としてはユーザの理解を得た上で制度を円滑に運用するという観点から、今回の認可可否の検討にあわせて以下の取り組みを確保することが必要であると考えます。

1. ユニバーサルサービス全体の収支改善

NTT 東西は、交付金の交付を受ける適格電気通信事業者として、常に一層の経営努力を行い、ユニバーサルサービス全体の収支改善を実現すべきであると考えます。

ユニバーサルサービス全体の収支は補填額の上限値に影響するものであり、制度に対するユーザの理解を得るためにも、NTT 東西は収支改善のための努力を継続的に行い、その結果を具体的に示していくことが必要であると考えます。

特に、NTT 東西は適格電気通信事業者の指定を受けるにあたり、第一種公衆電話の収支改善計画の策定及び報告を、情報通信審議会の答申に基づき総務省より求められ、これに対し、平成18年7月21日の電気通信事業部会において当該収支改善計画が公表され、総務省において計画の検証を実施した旨の報告が行われたところです。しかしながら、現時点では、こうした計画の策定及び報告のレベルにとどまっており、第一種公衆電話の収支改善の実現のために、事後検証及び実施状況の継続的な監視が必要な状況となっています。従って、電気通信事業部会等のオープンな場において、計画に対する進捗の確認、継続的な収支改善計画の妥当性の検証を行い、NTT 東西に対し収支改善計画の是正や必要な追加措置を求める等の対応が必要であると考えます。

2. 補填対象及びユニバーサルサービス費用に関する更なる情報の公開

今回の認可に際し、NTT 東西は以下の3点について積極的な情報公開を行うべきであると考えます。

- ① 加入電話における補填対象地域に該当する局舎名の公表

「加入者回線単価が最高額のものから4.9%に属するアナログ加入者回線」といった補填対象の説明は周知の条件を述べたに過ぎず、ユーザに対して補填の必要性の理解を求めるとの説明としては不十分であると考えます。

補填に対する理解を求めるとにも、NTT 東西は更なる説明責任を果たすべきであり、補填対象となる局舎の局舎名を公表すべきであると考えます。

② 第一種公衆電話の位置、個々の収支の公表

「戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、一定の基準で設置される公衆電話」といった補填対象の説明、及び「全体で赤字である」といった第一種公衆電話収支の説明は、上記の加入電話に関する説明と同様、ユーザに対して補填の必要性の理解を求めるとの説明としては不十分であると考えます。

まず、第一種公衆電話と第二種公衆電話を明確に区分し、補填対象である第一種公衆電話に係る情報を明らかにすることがユーザへの説明責任を十分に果たすために必要であると考えます。具体的には、第一種公衆電話の設置場所を明らかにするとともに、第一種公衆電話と第二種公衆電話の個別の収支を公開し、両者の比較対照／検証を可能とすることが適当と考えます。

③ 利用部門費用の明細及び控除対象金額の明細の公表

利用部門費用は、LRIC により算定される管理部門費用と異なり、実際費用をベースとして算定されるものであり、更に第一種公衆電話の補填額については費用の多寡が直接影響することも考慮すると、その費用の内容については、特に高い説明責任及び透明性が求められるものであると考えます。

従って、個別の利用部門費用については、NTT 東西の経営情報であるからといって非公開とすることは適当ではなく、その利用部門費用の内容について第三者がその妥当性を検証可能とする形で詳細を公開することが適当と考えます。

なお、情報公開に関しては、詳細まで公表することはもちろんのこと、検証可能性を確保するという観点からの措置(算定根拠資料のデータ(Excel ファイル)での提供、算定根拠の詳細説明資料の提供等)もあわせて講じる必要があると考えます。

以上